

らもちろんなのですが、同種事例との横並びということはどうしても考えざるを得ないところだろうと思うので、逆にいえば、ほかの法律で同じような虚偽届出とか、それで指定を受けたことが刑事罰の対象になっているのであれば、同様の刑事罰を設けるという選択肢は当然あり得るところだろうと思います。それに加えて行政制裁金であるとか、そういったことは、これについては特別予防ないし一般予防的な効果をむしろ考えるべきところで、そういう観点からいえば、今、既に何人もの委員の方がおっしゃっていただいたように、それがこの介護事業においては必ずしもそういった制裁金を課すことが、特に効果がないわけではないのですが、むしろマイナスの効果が多いということであれば、なくてもいいのかなと思います。確かに指定取消であるとか更新拒否であるとか、そういった行政処分のほうが多分非常に大きなサンクションになるであろうと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか、(3)につきましては、小島委員どうぞ。

○小島委員 意見になりますけれども、刑事罰というのは、基本的にはつくってもなかなか実効性が上がらないと思われまして、今のままでも他法で刑事罰に持っていくことも不可能ではないといえますか、そういう道もございます。それよりも今の指定取消や強力な連座制というようなものが、それにかわるシステムとなっていると思います。

あと、加算金のこともここに出ていますけど、今の仕組みでも加算金を取るという仕組みが一部にはあります。それを更に拡大するとか、今の仕組みで結構仕組みとしてはあるのではないかと思います。

○遠藤座長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして「(4) 外部評価システムの活用」ということで、既にあります情報公開のシステムの活用の話であるとか、あるいは決算書を開示すべきだという御議論も出たわけでありまして、いかがでございましょうか。あるいはピアレビューの話、市民による監視というような、情報公開についての課題ですが、何かコメントございますか。小山委員どうぞ。

○小山委員 1回目に狩野委員に、介護情報サービスも第三者評価も役に立たなかったと言われて、まだ恨みに思っているんですけど、余り抑止力はないと思うんですけど、外部評価システムを東京都さんすごく苦労していて、東京都さんが実は、ほかの県もよくやられているんですけど、第三者評価もとてもいいものをつくっていただいているんですよ。あと、もう一つ、ここに抜けているとすれば、苦情対応についても、何万件も東京都さん苦情を集めて整理して分析して第三者評価にも使っていっちゃるので、いろんな手を重層的に考えないといけないので、外部評価システムについては是非もっとちゃんとした外部評価システムをやれというふうに言ってほしいのと、あと介護サービス情報の公表制度は去年の4月1日から始まって、その前、4年間も毎月呼び出されてつくって、何か役に立たないと言われると、自分も役に立たない人間のように思ってしまうと、役に立たないんですけど、でも介護サービス情報公表の制度は御理解いただきたいのは、ほとんどの事業

所がWebサイト上に何か自主的に発言できるものもあれば、調査員が確認した資料も載っているというシステムが提供されているわけですから、この内容を更に充実しろとか、私は濟みません、コンプライアンスは守っていますというところに何か花マルかなんかつけてもらって、つけていて本当に不正したら後でひどい目に遭うぞみたいな方法もありますし、介護サービス情報とか第三者評価をすごく受けているところは、監査・指導には6年に一遍しか来ないぞとか、何でもいいんです。それこそさっきのいろんなことあるのですが、是非外部評価システムについてはほかにもいろいろあると思うのですが、重層的な外部評価システムをつくれと。

その外部評価システムについても、都道府県、国が一層その普及に協力しろみたいなことをはっきりしてもらえると、今、既存でよちよち歩きしているいろんな制度が少し元気になるかなと思います。

○遠藤座長 狩野委員どうぞ。

○狩野委員 私も基本的に小山先生の考え方に別に反対ではありませんので、できるだけうまく介護サービス情報公表制度などは活用したい。ただ、そのためには少しこの議論とはちょっと外れるのですが、公表制度そのものの中で、例えば調査項目をそろそろ何項目か見直して、例えばさっきの2の(1)の2つ目の「・」にあります、事業者としての例えばコンプライアンス委員会の設置とか法令遵守担当者が設置されているかどうかとか、そういう調査項目を入れて、利用者の方が点検できるような項目を入れてほしいというのと、1年に1回の調査ですと、例えば管理者が変わったとか、職員の構成が変わって欠員が生じているとかという情報が反映をされないものですから、もう少しリアルタイムで情報が反映できるような仕組みになれば、小山先生おっしゃるように、非常に牽制効果はあると思っております。

例えば我田引水で恐縮ですが、東京都の医療機関情報は「ひまわり」という名称でやっています。これは要は事業者に入力をさせる。事業者パスワードを与えて、例えば管理者が変更になったとかという場合は、事業者が自らパスワードを開いて変更届ができるということを割とリアルタイムの情報が提供できるようになっています。ほかのサービス情報も将来的にそうなれば、わざわざ改めて管理者とかサービス提供責任者のデータを集めなくても、現在のこの制度上でチェックができるという意味では有効活用が図れるのではないかと思います。今回のこの法改正のための議論とはまた別ですけれども。

○遠藤座長 ありがとうございます。これにつきましては、たしか私の記憶では木間委員が決算書の話であるとか、あるいは介護相談員が現場に行って施設を訪問したらといったようなこともお話されていたように記憶しているのですが、何かそれに付加することございますか。

○木間委員 追加することはございません。介護相談員は市町村にいるのですが、かなりの数がいますので、これを活用されるとよいと思います。介護サービス情報公表制度、第三者評価制度は私もかかわってきたわけでありまして、この会議の議論とは違いますけれ

ど、より良いものにしていかなくてはいけないと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。確かに直接法改正とは関連しませんけれども、ガバナンスの上で重要なものであるということだと思います。ありがとうございます。

それでは(5)、これは先ほど櫻井委員からインセンティブについての御発言いただいたわけですが、それ以外に何かこれに関連してございますか。狩野委員。

○狩野委員 第2回目の関係団体のヒアリングの中で日本介護支援専門員協会の会長さんもおっしゃっていますけど、最後の「介護支援専門員によるケアマネジメントの徹底」というあたりを是非、法の中にどういうふうに入れられるのかというのは難しい問題がありますけれども、やっぱりケアマネージャーさんが現実に居宅サービス事業所で御自分が立てたケアプランどおりに適切にサービスが提供されているかどうかというのは今でも点検・チェックをしているわけですから、彼らの役割をきちんと評価をしてあげて居宅介護サービス支援事業所のケアマネージャーさんたちが、要は介護給付の適正化にも資するような位置づけをきちんとしていただきたいなと思います。

ケアマネージャーさんのインディペンデントという意味での自立と自律、その2つの機能をしっかりとして法の中に位置づけていただいて、独立した専門職としてきちんと適正化の第一線で頑張ってもらっていただけるように是非していただきたいと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。木間委員どうぞ。

○木間委員 法改正につながることでないのですが、法令遵守のための事業者に対する情報提供の在り方が気になっています。事業者にもよりますが、法令遵守が求められているという意識は、事業者によっては非常に今高くなっているように感じます。ところが細々とした改正や基準、解釈通知などが出されると情報を紐解くことがとても事業者にとって難しく、それらは国から都道府県、市町村には伝わるのでしょうか、事業者は、どういうふうこれを解釈するのか。解釈通知をどう解釈するかがわからなくて、社会福祉協議会、市、区に問い合わせさせてきているようです。運営基準や解釈通知、Q&Aを事業者に十分伝えることが必要だと思います。

○遠藤座長 特に法改正とは直結しないかもしれませんが、非常に重要なことだと思います。いろいろ変えてはみたけれども、変更が伝わっていないというのであれば何もなりませんので、その辺のところは国と自治体が今いらっしゃいますので、よろしく御検討のほどお願いします。

では次に5ページになります。ここも重要な課題が残っております。「(1) 事業廃止時の手続の在り方」、廃止のタイミングについての議論ですね。これも今回の事案などが1つポイントになっているのかと思います。これについていかがでしょうか。

○小山委員 済みません、毎回しつこいようですが、きょうの説明で、コムスンさんが行き場所が決まったということで、一時こういう事件が起きると介護難民が出るみたいに言われたのですが、ほかにも東京都さんが抱えているいろんなことが話し合われているのだと思いますが、今回は廃止時に利用者のサービスの質の確保はできたと判断してよろし

いのですね。

○遠藤座長 これはどなたに対する質問ですか、東京都ですか、あるいは国ですか。

○小山委員 国というか、はっきり言って何かよくわからないのだけど、オオカミが来るぞと怒鳴られてオオカミが来なかったんですねと聞いているのですが、課長さんでも、厚労省で情報を持っていればいいのですが、今回は事業継承はうまくいったんですね。ですからオオカミが来るぞって、今度はオオカミが来なかったけど、今度オオカミが来たときどうするかという議論をしているわけですが、どうかということです。

○遠藤座長 小島委員が手挙げておられますので。

○小島委員 私もこの件で早くしていただかないと、「介護難民」というかどうか別にして、そういう方が出てくるおそれがあるということは申し上げた記憶があります。現場ではどうしてもスタッフの方々も不安になっていくものですから、もともと非常に流動性の高い業界で、すぐやめてしまうというわけです。そういう中で事業所として大幅に人がやめて、そういう関係の方に聞くと、新規に入ってくることはまずない。だからやめていくだけで、補給はありませんので、一定の線までいくと事業所としては成り立たなくなるから廃止するということになるわけですが、そこへ行く前に早く事業譲渡をしなければならんということだったと思います。それが的確に割と短期の間に、事業譲渡がなされそうである、事業譲渡の先が見えてくるということで、そう不安が拡大しなくて事業譲渡がうまく進んでいくということでスタッフも維持できた。全部かどうかわかりませんが、かなりの部分は維持できて、現在のところそんなに問題は起きてないのではないかと思います。

ついでに、今の事業廃止時の手続の在り方についても、よろしいですか。

○遠藤座長 続けてどうぞ。

○小島委員 これは2つの意見が出ているわけでございます。事前か事後かというような話よりも、私も本当に困るのは、監査に入ろうとすると廃止届を出されてしまい、手も足も出なくなるところを、監査に入った以上は、そこに何か問題があるから監査に入るわけですので、それを事業廃止で監査を受け付けないよということ、これはあり得ない世界ですので、監査に入ると同時に廃止届は出せないという仕組みにしていきたい。それさえしていただければ、どこに問題があるのか、どう直すべきかという勧告や命令とかということにつないでいける。あるいはそれでゆくゆくは指定取消になると連座制ということになるわけですが、その前に廃止届出されると手も足も出なくなってしまうというのが今回の問題だったので、これを拒否できるようにするということが必要だと思っています。

○遠藤座長 ありがとうございます。今の小島委員の御発言に対して何かございますでしょうか。狩野委員どうぞ。

○狩野委員 私は基本的に事後届出制から事前にすべきだというのは、今言ったような脱法行為を防ぐというのは、もちろん直接のねらいはそこにはありますけれども、それより

も「利用者保護」という観点から廃止をする場合に、事前にきちんと御利用者さんに御説明をして、あなたが、次はこういう事業者さんにきちんと紹介をしますよ、という期間をやはりとるべきだ。それが事業者が事業を廃止するときの最低守らなければいけない企業としての責任ではないかなと思うのですね。それが事後でもうやめました。一応利用者さんには説明しましたというだけではやはり問題があるのではないか。そういう意味で事前届出制にすべきだと私は思っています。

施設サービスですと、2カ月前になっているのですけれども、そこまで前に設定する必要はないと思いますが、事前にして説明責任をきちんと果たすべきだという観点で事前届出制を考えたかどうかと思います。

○遠藤座長 内容についての解説がございました。ただいま狩野委員のおっしゃられたことにつきまして何かコメントございますか。その他でも、事業廃止時の手続の在り方について何かあれば。よろしいですか。小山委員どうぞ。

○小山委員 一番最後の「相談援助機関としての在宅介護支援センターの活用」というのは、お話しいただいた遠藤座長様が、以前の在宅介護支援センターは本当にきめ細やかに地域の方とも相談事とかに乗ってきて信頼関係もつくってきたから、もう一度考え直したらどうかと言ったのですけど、要するに在宅介護支援センターということは、18年だったか、17年だったか、在宅介護支援センターというところは主体規制の緩和をする前、株式会社とかが入ってくる前につくったシステムで、介護保険法ではたしかいろいろ不十分な点があるようですが、地域包括支援センターというものを今つくっていて、それを中核にやろうとしているのですが、これは在宅介護支援センターの活用というのには、もう一回在宅介護支援センターを復活させるのですか。それともそういう機能が要するという、ここに意見として出ていますが、何かちょっと違うのではないか。地域包括支援センターできちんと介護予防や相談事とかいろんなことをやるし、ケアマネージャーは配置して、ケアマネージャーは、たしか介護関係に対して相談に乗る機能もあるわけですから、在宅介護支援センターを活用すると、事業廃止時の利用者のサービスの確保のために何か役に立つというロジックが私にはわからないので、余り関係ないのではないか。こんなこと言っただけではないんですか。

○遠藤座長 これはたしか団体からのそういう発言だったと思いますので、そういう意見があったということで、それに対して小山委員の御見識からいうと余り的確ではないという御判断だということだと思います。

ちょっと(3)まで飛んでしまったのですが、「(2) 継続的なサービスの確保の在り方」が、これまた重要なポイントでありまして、これについて集中的に御意見賜れればと思います。幾つかのアイディアが出ているわけでありまして、櫻井委員どうぞ。

○櫻井委員 最初から申し上げているように、私は継続的なサービス確保の在り方というのは非常に重要で、介護の場合は生身の人間を相手にしているのですから、あした来てくれないと困るという話なので、そこはやや特段の配慮が必要なのだと思うのですね。ただ、民間

の人も入っていただくことになりますと、場合によっては穴があくことはなかなか避けえないというところはある種のリスクとしてはしようがないのですけれども、少なくとも今回の中で結構上手にうまくソフトランディングできそうな雰囲気ではありますが、2番目の「・」ですけど、承継事業者のあっせんのような仕組みは是非恒久的なものとして、法律にする必要があるのかどうかというのはまた1つですけれども、仕組みはちゃんとつくっておく必要があると思います。

この法律の中で気になっているのは、この場合は事業の廃止の場合だけが挙がっているのですが、事業者に対するサンクションとしましては、指定の取消というのものもあるし、効力の停止もありますし、指定の更新をしないというものがあるのですけれども、それから連座制ももちろんかかわってくるんですね。連座制がちょっと問題があるのではないのかというのは、ここの部分に継続的なサービスを中断させるというところに問題があるわけですけれども、この三者の区分けはやや重なっているところが大分あるのと、多分指定取消なんかやれば、もう少し規模は小さいけれども、似たような問題が常に出てくるわけで、そのあたりのところを、サンクションやったつもりが本当に迷惑被った人は別のところにいたというのではちょっと困るので、そこが悩ましいので、どう整理したらいいのかというところがありまして、そうするとある程度時間的な余裕があって、かつ、あっせんの仕組みがあるという前提で考えると、指定更新みたいなところで本則のサンクションといたしますか、設けていくと比較的弊害が少なくていいのではないかとといった感じをちょっと持っているので、御検討いただければと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。具体的なアイデアをいただいたということです。木間委員どうぞ。

○木間委員 (2)の点ですが、その前に(1)の「事業廃止の手続の在り方」ということで、お二人の委員から御意見がありました。その両方を採用するということはできないのでしょうか。私は、お二人の意見に納得できるのですが。

次に、「継続的なサービスの確保の在り方」のことですが、コムスのサービスを利用していた今回の障害者の方たちのことです。今回の件では、障害者の分野の地域のネットワークがとても有効に活用されていました。それは、お客様を取り合うということではなく、障害者の分野のネットワークでは障害者福祉全体を底上げするという意識があったのです。そのような意識がネットワークにあったからうまくいったのだと思うのです。

では高齢者の介護の分野をどうするかということですが、とても今忙しいのですが、地域包括支援センターが中心となることが望まれます。地域包括支援センターにネットワークをリードするゆとりというものが必要ではないかと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。小島委員どうぞ。

○小島委員 先ほどの(1)のほうを両方組み合わせるということも考えられると思いますので、済みません、追加しておきます。(2)のほうでございますが、今までも指定取消の事業者は、こんなコムスのような大きなものはないわけですが、小さなものは幾つも

あるわけで、そのたびに私どもが指定権限を有する者として指定取消をする事業者がありますと、譲渡する事業者をどこからか探してきて、移行させるようなことはもともと正式な仕組みがあるわけではないのですが、やっているわけです。けれども、広域展開をしている事業者になりますと、今までやってきたように、事業者を呼んで、どこかへ譲渡できないかということをやっているだけでは当然対応できないわけで、そこで仕組みをつくったかどうかということだと思えます。

そういう意味で、県の中に、ここの案で言うと4つ目ぐらいの「・」にございます行政・業者団体による委員会を設置して承継事業者を支援する体制を常時構築していくことも考えられるのかなと思います。一方でこういう事案はそういうものではないので、体制をつくってもなかなか機動性を発揮する場面がないのかなということも思いますが、いざというときのためにこういう体制をとりながら、ふだんはそれ以外の例えば介護保険制度をどう運用していくかということを議論していただいたりとか、そういう面では幅広く議論していただく委員会か検討会か、そういうものを設置しながら、いざというときに広域なネットワークを生かして承継事業者を選定していくというようなことを体制として用意することが必要かと思えます。

○遠藤座長 ありがとうございます。今までのお話の中で特に触れられていないものということになりますと、「・」の下から2番目になりましょうか、「事業継承が行われるまでの一定期間、公法人等が事業を継続する仕組みについて検討するべき」と、こういうような意見も出ているわけでありますが、これについてはどのようにお考えになりますか。

○小島委員 今、発言させていただいたことと同様になってしまうのですが、今回の場合でも、あえて公法人を設置して継承事業者になるというようなことはなく済むわけでございます。きちんとした委員会等をつくって承継事業者を選定して、うまく委譲していけばスムーズに進んでいくと思われまので、わざわざそのために公法人を設置する必要ではないのではないかと思います。

○遠藤座長 わかりました。ほかに御意見ございますか。狩野委員どうぞ。

○狩野委員 私も基本的には、今でも自らサービス提供が困難になったときにはきちんと他事業者を紹介しなければならないという規定があるわけですから、基本的には第一義的に事業者の責任でやるべきだというつくりになっているわけですので、引継先の確保についても当然だと思います。それは通常の廃止の場合にはそうですけど、それ以外の例えば経営的な破綻とか取消処分とかいろんな事例があるわけですが、そういう場合の破綻処理についても事業者責任ということをまず第一義的にきちんと明記すべきだと思います。

その上で、今回の承継についても、行政側のサジェスションを受けながら、事業者としても一定の第三者も入れた枠組みの中で承継先を決定するというところでやっているわけですから、あえて別制度をつくる必要は私は余りないのではないかと思います。

ただ、1つだけ私が気になっているのは、今回は基本的に居宅サービス事業ですし、コムスの居宅サービスのネットワークについては資産価値があるということで引受先法人

が出てきているわけですが、例えば経営破綻の場合ですと、施設等に資産価値がないと手を挙げる法人がなければ破産するしかないというような場合も当然あるわけで、いわゆる取消による継続的なサービス確保の問題とは全く別に、経営破綻処理をどう円滑にするかというのは課題としてはあるのではないかと私は思っています。ただ、今回の問題とはちょっと切り離して議論すべきものだと思います。

○遠藤座長 局長どうぞ。

○阿曾沼老健局長 この検討会をつくる1つの大きな動機といたしますのは、この局面で基本的に3つあったのですが、1つは、今回は不正だから取消をするということで、それでどこまできつい連座制をやるかということの連動の問題が1つあったのですね。もう一つは、同一資本グループと言っていますけれども、グループの中の譲渡問題について明文の規定がなかったのでそれについてどう対応するかという問題です。最後は、利用者サービスの確保について、これも今基本的に事業者がやるべきだという規定はあるのですが、それしなくてやろうと。この3つの事件があったと思うのですね。

実はその3つのテーマそれぞれが実はかなり連動している問題がありまして、まだ最終的な着地が今回していませんけれども、利用者サービスの継続、先ほど資料1で申し上げた、10月、11月、12月のいつになるかわかりませんが、何とか事業譲渡でソフトランディングできそうなところまで来ておりますけれども、私ども行政側として一番苦慮、神経を使ったのは、利用者サービスをいかに継続できるかということなんです。

先ほど来、お話しもございましたように、例えば指定取消をしますと言った瞬間に新規の指定はしませんと、あるいは更新をしませんと言った途端に企業全体に動揺が走る。その瞬間にもう事業が継続できないおそれが出てくるかのような状態に陥るわけです。そのときに事業サービスをどう継続するかというのが一番難しい問題で、それは事業者の責任だというだけではなかなか現実の問題としてはいきがたい面もあったわけで、実はそこに厚生労働省としても最大のエネルギーを使って、何とか早く事業譲渡を円滑に進めるという仕組みの構築について英知を絞らなければいけなかったという現実があると思うんです。

それを実際、明文の規定はほとんどなくてやっているわけですから、そういうことが繰り返されるということについて、私自身が危惧を持っております、逆に言いますと、利用者サービスの継続性と、いわゆる連座制の問題というのはコインの裏表でもありますし、また、不正の判断ということも連動するわけでありまして、そこはサービスの継続という問題を常にベースに置いて、その上で漸次その問題を考えていくと、そういうことが必要なのではないかと思っておりますので、そういう意味で総合的に是非お考えいただいて、意見を出していただけるとありがたいと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。そういうことでありますので、個別な議論をしてきたわけですが、特に最後の利用者サービスの継続ということについてまだ御意見をちょうだいしてない方もいらっしゃると思いますし、何かあれば承りたいと思います。基本的に

は利用者サービスの継続が当然ある意味一番重要だというのは当然な話でありますから、そういう視点からの整合性を持ったような規制を考えるということになるわけですが、先ほどのような、今回は譲渡が比較的スムーズに済んだというわけですけれども、どのような場合でも大丈夫かどうかということは保障ないわけでありますので、それに対してどう考えるかということになるかと思えます。櫻井委員どうぞ。

○櫻井委員 そうすると、座長から言われた公法人等に云々というところにかかわりますけれども、公法人というのも何か妙にクラシカルな言い方ですが、最終的なセーフティネット的なものを考えるかどうかということだと思えるのですが、どうでしょうか。関連事業者の中で自治体が行っている場合がありますので、順番としては最後責任持ってもらうのはそこだという話はあるのではないのでしょうか。と、思っています、その場合は、こういう仕組みないわけではなくて、本来は自主的にやっていただくのがいいのですけれども、なかなか手挙げる人がいないときに、やっていただくと、やらせるといいますか、そういう仕組みを、何か新しいものをつくるというよりは、最終的には自治体の責任ということも出てくるでしょうし、正当事由がない限りあつせんを断れないというような仕組みをつくるのか、当然資金や人員などにも配慮してということはあるのかもしれませんが、完全に同じサービスを提供しなければならないかという、その場合はそうでもないと思うので、そこも含めて完全にほったらかしにならないで、最低ラインのところだけはつながりとしてできるというぐらいのサービス水準に落として、かつ、そういうつなげる仕組みをつくるということはあるのかなど。やや思いつきですけども、思えます。

○遠藤座長 ありがとうございます。最終的なセーフティネットの考え方ですね。それをどう考えるかということですが、例えば利用者の立場なのかどうか分かりませんが、木間委員、何かこの辺についてお考えございますか。

○木間委員 私は第1回目のときに有料老人ホームを例に、座長の方に、行政に責任があると申し上げたことがあるのですが、やはり公法人というのは、私は法律をつくる過程はよくわからないのですけれども、最終的には行政が責任を負うという立場を鮮明にしておいたほうがよろしいと思えます。

○遠藤座長 ありがとうございます。ほかに、狩野委員どうぞ。

○狩野委員 要は廃止をする手順・手続をもう少し明確に明文化しておくべきだと思うんですね。届出をすれば事前であれ、今は事後になっているわけですが、事後・事前の届出というときの利用者保護をどうするのかということをしちゃんと書き込まないといけないのではないかと思います。

それと、ほかの要は第三者が行政であれ、業界であれ、誰かがやらなければいけないという話の前に、きちんと事業者が自己責任としてどこまで最低限のことをやらなければいけないのかということをしちゃんと明記をすべきであって、その先、事業者責任でやれない部分は、それはセーフティネットでカバーをしていくという二重にしないと、事業を放り出されたのでは利用者も困ってしまうわけですから、そこはきちんとしたほうがいいと私

は思います。

○遠藤座長 もちろん最終的なセーフティネットがある種のモラルハザードになってしまっ
て放漫経営になってしまうようなことは当然避けなければいけない話ですけども、た
だ、最終的なセーフティネットの形としてどういようなものが法律の中に組み込めるか
とそういう話だということだと思っんですね。ですから順番とすれば、基本的には責任は
事業者にあるのだということが大前提になることはそれは間違いないことだと思っ
ます。

ほかにございますか。小山委員どうぞ。

○小山委員 私はまずどんなことがあっても不正か不当かという議論はあるけれども、
プレーヤーの交代はあつてしかるべきだ、プレーヤーの退場もあつてしかるべきだ
と。そうしないと質が担保できない。もう一つ、事業廃止時に利用者のサービスを
どう確保するかというので、公法人がというよりも、その2つ上のところで、緊急
退避的に不正を行つた事業者継続させると。要するに何か連座制が起きるとすぐ
に翌日から事業ができなくなるのではないよということが十分伝わらなかつたとい
うのが、今回のケースでは、もう先に、コムスン問題と出ちゃつて、みんな撤退
して、もう来てくれないという感じですが、だつて、更新ができなくなつたとい
うことですから、幸いというか、6カ月ぐらいあつたから、時間的余裕があつたの
だと思っんですが、廃止するときが一番困るのは1カ月もなく本
当に廃止されちゃうと大変だといふのと、今回は在宅とグループホームとか、そ
ういふのだからよかつたので、これが入所施設だといふ話になつて、最近
は日本の病院でも余り廃止させる方向ではない。病院を廃止させると大変なこ
とになりますから、廃止させることにならないように、何とか経営破綻しても
各都道府県でほかの人を探すとかいふのでいろんな手を打つていふので、
廃止時の利用者のサービスの確保といふためには、廃止するときにある程度
時間的余裕をとれる、とれるといつても、都合が悪ければ時間的余裕はいつ
までもあげるといふわけにもいかないから、実際には連座制をそのままに
しておくといふことになれば、それによつて廃止するまでの十分な期間を
確保するよにできるとか、何かそいつたことを明文化して入れておくとい
ふことであれば、少し事業廃止時の対応としてはいいのではないかと思
うんすね。

コムスンの事件は、今までずっと2000年から指定を廃止されてきた事業者
たくさんあるんすよね、いろんなところで。それでもたまたま広域的で全国的
で影響が大きかつたら大騒ぎになつていふのですけれども、私は廃止時の
時間的余裕はとれるといふようなルールを1つ設けてもらつたらいいの
ではないかと思っます。

○遠藤座長 ありがとうございます。非常に多岐にわたつた議論でありまして、
かつ、司会が非常に不手際でありまして、かなり時間をオーバーして
おります。このあたりで本日は終わりにしたいと思っますが、もし本日
何か御発言したいといふ方がいらつしやれば、お一人くらいなら
大丈夫ですが、山本委員どうぞ。

○山本委員 先ほどのグループ規制について1点だけ補足をしたいので
すけれども、グループ規制の在り方について、役員等の中に同一資本
グループ内の法人の役員も含めるべき

という御意見があったわけですが、考えてみると、例えばある法人の事業所が指定取消になったとして、同じグループ内の別の法人の役員に介護事業において専門性を持って非常に評価が高い方がいらっしゃったときに、その方がこのグループでは仕事できないからほかのグループに移って仕事しようというような場合にまで制限がかかっちゃうと、それはそれでマイナスなのかなと思うので、人材の流動性に対するマイナス面も1つこのグループ規制をかけるかどうかということについては考えるべきなのかなというふうに思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。

それでは、本日いろいろな御意見をちょうだいいたしました。物によっては方向性が見えたものもありますし、まだ議論が尽くされていないものもございます。本日いただきました御意見を事務局でまとめてもらいまして、次回以降、むしろ総合的な視点でまた御議論を続けていただきたいと思いますと思っております。

それでは、本日はこれで終了したいと思います。日程等について何か事務局からありますか。

○古都振興課長 現在調整中でございますので、確定次第、御連絡をいたしたいと思います。

○遠藤座長 それでは、本日の会議はこれにて終了したいと思います。どうもありがとうございました。